

“自分らしさ”を生かした未来へ



CONTENTS

特集：

「福島県男女平等を実現し
男女が個人として尊重される
社会を形成するための
男女共同参画の推進に関する条例」

センター事業報告

- ・第5回未来館トークサロン
下村満子と語る会in相馬
- ・ボランティア養成講座

センター事業紹介

- ・参加者募集のお知らせ

未来館であいましょう！

- ・福島県男女共生センター施設・利用のご案内
- ・図書室からのお知らせ



「福島県男女平等を実現し

男女が個人として尊重される
社会を形成するための

男女共同参画の推進に関する条例」について

平成14年3月22日、福島県の定例県議会で「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」が可決されました。

条例制定の背景や経過、また、その概要等は次のとおりです。

1 条例制定に至った背景と必要性

法的には個人の尊重と男女平等が保障され、様々な取り組みがなされているにもかかわらず、男女の差別的な取扱いや女性に対する暴力などの人権侵害等、なお多くの課題が残されている現状があります。

少子高齢化の進展や社会の成熟化をはじめとする社会経済情勢の急激な変化に対応するためにも、男女の別なく持てる力を十分に発揮し、さまざまな分野に共同参画することが

求められてきています。

国においては、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、また、各地方自治体においても条例制定が進められているところです。

福島県においては、新長期総合計画の中で男女共同参画社会の形成を重要な柱の一つとして位置づけ、男女共生センターの開設や「ふくしま男女共同参画プラン」の策定など各種施策を展開してきました。

しかしながら、福島県では地域コミュニティ機能が比較的保たれている反面、ジェンダーに起因する固定的な役割分担意識が根強いいため、結果として実質的な男女平等の実現

が阻害されており、方針の立案から決定までの過程に女性の参画も進んでいない現状が見受けられます。

このような中、真に豊かで活力ある福島県を築いていくためには、条例という県民の総意による法的な基盤を整備することにより、さらに着実に男女共同参画社会の形成に取り組んでいく必要があったのです。

2 条例制定の経過

条例を制定するに当たっては、男女共同参画に関する有識者会議の中に6名の委員による検討部会を設け、検討作業をお願いしました。なお、委員のうち1名は公募により選出しました。

平成13年6月から11月にかけて、検討部会で

盛り込むべき内容や論点の整理、基本的な考え方についてのまとめの作業を経て、条例についての提言書を作成し、12月に部会長から知事へ提出していただきました。

その過程で、県内3方面における県民意見交換会や男女共同参画に重要な関わりを持つ分野の専門家を招いてヒアリングを実施するなど、現場の生の声を取り入れるための機会を設けました。

その後、県では提言を尊重しながら条例案の作成作業を進め、平成14年2月の定例県議会に提案の運びとなりました。

3 条例の概要

この条例の主な特徴は、以下のとおりです。

- (1) 前文を設け、ジェンダーに起因する役割分担意識に基づく社会慣行をはじめ、男女共同参画についての現状認識を示して制定の背景を明らかにするとともに、県民の決意を表明することとしたこと。
- (2) 名称、目的、基本理念に男女平等と個人の尊重を盛り込み、男女共同参画を推進するに当たっての、その重要性を示したこと。
- (3) 性と生殖に関する健康と権利について、基本理念の中で規定したこと。
- (4) 県、県民のほか事業を行い雇用の場を提供する事業者についても責務の主体として規定したこと。
- (5) 市町村については、イコール・パートナーとしての位置づけに配慮し、責務の主体

として規定するのではなく、連携、支援の対象として規定したこと。

- (6) 男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメントについて、DV防止法や男女雇用機会均等法よりも幅広い行為を対象としたこと。
- (7) 表現の自由との関係にも配慮しながら、公衆に表示する情報に関する留意について規定したこと。
- (8) 社会制度慣行の点検と改善や、自営業の家族従業者にも焦点を当てるなど、地域性も反映した内容の基本的施策を規定したこと。
- (9) 男女共同参画を進める上で大きな影響力を持つ事業者に対し、男女共同参画に関する報告を求めることができるようにしたこと。
- (10) 県の附属機関として審議会を設置し、委員の男女比や公募委員の選任についても規定したこと。
- (11) 県が実施する施策に対する県民からの意見の申出を受け付ける制度を設けることとしたこと。
- (12) 男女共同参画推進員を設置し、県民からの申出について処理を行うとともに、第三者的立場から必要に応じて県の機関に意見を述べることができるようにしたこと。

4 施策等に対する意見申出制度の概要と連絡先

男女共同参画を推進または阻害するような

県の施策について、意見を申し出ることができる制度を新設し、7月1日から運用を始めています。

この申出に対応するため、男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)を設置することとなりました。

推進員は、男女共生センター(以下「センター」という。)内で事務を行います。

申出の方法

申出をされる方には、申出内容を書面でセンターに提出していただきます。

御不明な点は、センターまたは県庁県民環境室人権・男女共同参画グループにお問い合わせください。

申出に対する対応

推進員は、申出をした御本人に対し、事実関係の確認を行います。

推進員は、その後、調査をした上で関係する機関に対し、改善策等の意見を述べることができます。

意見陳述を受けた県の機関は、期限までに対応結果を推進員に回答します。推進員は、対応の方針及びその結果について、申出をした御本人に連絡します。

推進員は、1年分の対応状況を取りまとめ、知事に報告し、知事は速やかにこれを公表します。

意見申出に関する連絡先

福島県男女共生センター

電話(0243)23 8319

FAX(0243)23 8314

電話、FAXともに7月1日開通

「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」

条例



Q1

長い条例名となった理由はどこですか？

またこの条例名の中で、「男女平等」と「男女共同参画」の2つの言葉が出てくるけど、この2つの言葉の意味の違いって何？

A

「男女共同参画」という言葉に含まれる「法の下での平等」と「個人の尊重」の理念を強調し、目指すもの、実現すべきものを端的にわかりやすく表した名称です。

ここでいう平等とは、形式的な平等のみならず、実質的な平等まで含むものとしてとらえています。また、「この条例は男女平等」という状態を実現した上で、さらにその先の男女「共同参画」を目指して行くこととしており、言葉の使い分けをしています。つまり、男女共同参画は男女平等を前提として達成されるという認識に立っています。

Q2

男と女は本来違いがあるので、いわゆる「男らしさ」、「女らしさ」があるのは当然ではないのですか？
この条例は「男らしさ」、「女らしさ」をなくそうとするのですか？

A

生物学的な意味での「男」「女」は別に、社会的・文化的・歴史的につくられた性差、いわゆるジェンダーに起因する「男らしさ」「女らしさ」などの先入観、パターン化をなくしていくことが目的です。この条例ではジェンダーに縛られることなく、男女が個人として尊重され、自分らしく「生きられるような社会の形成を目指しているのです。」

このたび制定された条例についての疑問を県にわかりやすく解説してもらいました。

Q3

男女平等はすでに実現しているという人もいますよね。
なぜ福島県が男女共同参画社会を実現させる内容のこの条例をつくったの？

A

法制度の整備などの努力にもかかわらず、女性に対する人権侵害などが依然として存在し、実質的な男女平等は達成されていないと認識しています。その改善を図り、さらに男女共同参画社会へ進んでいけるようこの条例を作ることとなりました。

Q4

条例には県民の責務が定められていますが、私たちは具体的に何をしなければならぬの？

A

例えば、本県においては都市部と比較して、性別による固定的役割分担意識に基づく制度または慣行が残っているという指摘があり、県民としてその改善に努めることを求めています。

男女共同参画の推進に向け、社会のあらゆる分野で県民の皆さん自身の積極的な取り組みを期待しています。日ごろの生活を男女共同参画の視点で振り返り、身近なところから改善していきましょう。



Q5 同じように、事業者にも責務が定められていますが、事業者は具体的に何をしなければならないの？

A 雇用の場を提供したり、職場を管理するなど、事業者の皆さんは男女共同参画に重要な役割を果たす存在であるため、責務を規定しました。

具体的には、家庭等における活動との両立ができるような職場環境の整備に努めるなど、男女共同参画の促進に寄与することを求めています。

Q6 「性別による差別」はしてはいけない、ということばかりですが、条例例の中で、男女が直接的にも間接的にも差別的扱いをされない」といふ「直接的差別・間接的差別」とはどのようなもの？

A 性別を理由とした直接的な差別的扱いがいけないことは当然ですが、この条例ではそのみならず、形式的には同様の取扱いをしながら、例えば、世帯主が否かで給与上に差を設けるなど、結果として差別的取扱いとなるような間接的差別も禁止しています。

Q7 暴力は誰に対してふるっても許されないことでしょうか？

A この条例で「男女間における暴力行為をしてはならない」とあって、「男女間」と言っているのはどうして？

A そもそも暴力は許されるものではありませんが、この条例では最近問題になってきているドメスティック・バイオレンス(DV)など特に男女間における暴力を禁止することにより、県民の皆さんに人権侵害であることの認識を高めていただくこととするものです。なおこの条例では、禁止対象をDV防止法で規定している「配偶者」よりも広げ、「男女間」としています。

Q8 出版物などでは、男女共同参画に反する表現を使わないようにしなければならぬようですが、それは具体的に何なの？

A 例えば、職場で男性ばかりが中心的業務に従事し、いつも女性がお茶出しをしているなど、男女の固定的性別役割分担を描いている場面や、目を引くためだけの目的で、内容とは無関係にアイキャッチャーとして女性の姿態を使用することなどが挙げられます。無意識のうちになんかそうした表現を取り入れてしまつこともあるので、注意が必要です。

A 例えば、子育てや介護のための施設整備・サービスの充実を図るとともに、地域ぐるみで子育てを支援する体制の整備などにも努めるほか、フレックスタイムやSOHOなど柔軟な就業形態の普及を図ります。

Q9 県は、「男女が家庭と仕事の両立をするために支援をする」とありますが、どのような支援をするの？

A 県は、「男女が家庭と仕事の両立をするために支援をする」とありますが、どのような支援をするの？



—— 条例に関する連絡先 ——

福島県生活環境部県民環境室 人権・男女共同参画グループ

TEL 024-521-7188 FAX 024-521-7887

「福島県 男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」の体系

前文

ジェンダーをはじめとした人権問題への認識
 社会経済情勢への対応と能力発揮の必要性
 本県の特徴としての固定的な性別役割分担意識の根強さと進んでいない女性の参画
 県民の総意として男女共同参画の推進に取り組んでいく決意

目的 (第1条)

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めることにより、男女の実質的な平等を実現し、もって男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与すること

定義 (第2条)
 1 男女共同参画
 2 積極的改善措置

基本理念 (第3条)

男女の人権尊重
 社会における制度や慣行が、男女の自由な選択に及ぼす影響への配慮
 政策等の立案から決定までの過程への共同参画
 家庭における活動と職場、学校、地域等における活動への共同参画
 生殖に関する男女相互の意思の尊重と健康な生活を営むことへの配慮
 国際的協調

責務

県(第4条)

基本理念のっとり、施策を総合的に策定・実施
 県民、事業者及び市町村と連携した取り組み
 県民、事業者、市町村に対し情報提供等の必要な支援
 必要な体制整備、財政上の措置
 その他必要な措置

県民(第5条)

基本理念のっとり、あらゆる分野において、自ら男女共同参画を推進
 性別による固定的役割分担意識に基づく制度・慣行の改善
 県が実施する施策に協力

事業者(第6条)

基本理念のっとり、積極的に男女共同参画を推進
 職場と家庭の両立支援ができるような環境整備
 県が実施する施策に協力

禁止行為 (第7条)

性別による差別的取扱い
 男女間における暴力的行為
 セクシュアル・ハラスメント

留意事項 (第8条)

公衆に表示する情報

基本的施策 (第9条 第20条)

| | | | |
|------------------|-----------------------|--------------|----------------|
| 基本計画 | 施策策定等に当たっての配慮 | 県民・事業者の理解の促進 | 調査研究 |
| 積極的改善措置への支援 | 意思決定過程における男女共同参画促進と支援 | 女性の人材育成 | 家庭生活と職業生活の両立支援 |
| 自営業に従事する女性に対する支援 | 性別による人権侵害の防止等 | 事業者からの報告徴収等 | 実施状況の公表等 |

男女共同参画審議会 (第21条~第23条)

条例に規定された事項の審議
 知事の諮問に応じ、調査審議
 知事への意見陳述

定数20名以内
 (男女のいずれか一方の委員の数が4割を下回らないこと)
 公募委員5名以内
 委員の任期2年

施策等に対する意見の申出 (第24条・第25条)

県の男女共同参画に関する施策等についての意見の申出
 申出処理のための男女共同参画推進員の設置
 推進員は申出を適切に処理し、必要に応じて県に意見陳述

相馬市・女性 私以外は全員男性という職場で、お茶くみを私一人でやっています。ところが私は外回りの仕事があつて、お茶の時間に帰りが間に合わないことがあります。すると上司は「お茶の時間にさっさと帰って来い」という態度なのです。なぜ女性という外見だけで判断され

まだ「お茶くみは女性の仕事」なの？



ただ、こういうことの改善は、一人で頑張ろうと思わずに戦略的に考えるといいですね。例えばセルフにすれば好きなときに好きなものを飲めます、など、職場をよりよくする提案として言うなどの工夫してみてください。

下村館長 怒り心頭というところですね。実は私もお茶くみをしていました。当時私はアメリカの大学院を出て帰国し、英文雑誌の編集部就職したばかりでした。でも、お茶くみをしながら本来の編集の仕事は絶対誰にも負けるまいと思つて頑張りましたね。何しろ編集部で英語がしゃべれるのは私一人でした。そのうち仕事の実績が上がるにつれ、周囲も私にお茶を入れてくれと言いにくなつたようです。

るのか。私にも男性職員のように「苦勞様」と言つて欲しい。そうした無意識の差別を解決するにはどのようなしたらよいのでしょうか。

下村館長 これは「女性達の反乱」ですね。労働が肉体労働から頭脳労働に変化して、女性も男性と同じように能力を發揮できるようになり、生きがいをもつて一生仕事をしたいという女性が増えていきます。しかし一方で社会には依然として家事育児は女性の役割という意識が残っている。そうした中で結婚にメリットを感じない女性が増えていきます。これは男

大熊町・女性 働く女性が結婚や出産によつて仕事を続けられなくなるといことがあります。育児が終わつても再就職は難しく、せつかくのキャリアが中断するといふことで、女性が結婚や出産を敬遠しているんじゃないか、少子化の原因もそういうところにあるんじゃないかと思ひます。

少子化は「女性達の反乱」？

下村館長 だから女性の政治家が必要だといふことなんです。もともと給与とは個人の能力に対する報酬であるべきで、いずれ日本も個人の能力給になると思ひますよ。

原町市・女性 配偶者手当や配偶者控除など、妻が専業主婦であることによつて夫が得られる優遇措置が非常に多いですが、これらは一方では非常に女性の足を引つ張るものだと思います。私が経営している会社でパートの女性を抜擢したいと思つたときに、こうした制度が大きな壁となつて悩んでいます。

配偶者手当は「オト」のメンツ」？

性にとつても不幸な話で、女性の社会進出を支える基盤整備をしていかないと、この問題は解決しないと思ひます。

第5回未来館トークサロン
下村満子と語る会
相馬
開催報告

二本松・いわき・白河・会津に続き、5回目を迎えた今回は、相馬市で開催されました。国際ジャーナリスト・下村館長と県民の皆さんの熱の入つたトークを要約してご紹介します。

ならない理由は、男性のメンツにかかわるからと言つ人がいます(笑)。配偶者控除や手当がなくなるとまるで自分の給料が減つたようで男性がプライドを傷つけられたりする(笑)。

長年続いた制度を変えるのは大変なことです。いららするのにはわかりますが、一つ一つ石を積み上げていくしかないんですよ。そうした行動を起こすことが大事です。皆さん、アクションです。

「自然体」で生きよう！

相馬市・男性 男女共生社会における男性のこれからの役割は、どういうものになってくるのでしょうか。

下村館長 まさに「役割分担」をやめましょうというのが男女共生なんです。ですから、あえてこれからの男性の役割というのならば、「男の役割」という意識を取り払って一人の人間として、自然体で生きるとのことだと思えます。そのための基盤整備として、現在法律や制度を作っているわけです。

男女相互の意見交換、そしてアクションを！

富岡町・女性 これらの共生社会作りの学習会は、ぜひ男性を中心にやってほしいと思います。



下村館長 男性と女性とが互いに意見交換する必要性を痛感します。それによって「なるほど」と思うこともあるはずですが、ただ、「やってほしい」と受け身なのはよくないですね(笑)。

評論家には誰でもすぐなれます。しかし行動を起こすことは大事なことなんだけれど難しい。どんなに小さくてもいい、自分たちでアクションを起こしましょう。県民の中からそうした気運が盛り上がっていかなければ、福島県の男女共生の未来はないと思えます。

男女共同参画に関しては、今は私が若い頃より随分良くなっています。そして次の世代にはまたもう少しいい社会を残してやりたい。私は常々そう思って活動しています。

実施報告

平成14年度ボランティア養成講座

『未来館NEWS』でもおなじみの、当センター登録ボランティアを新たに募集するため、平成14年5月11日にボランティア養成講座を実施しました。

まず初めに「施設におけるボランティア活動とは」と題して、施設でボランティア活動を始めるとあたっての心構えなどについて福島県社会福祉協議会ボランティアセンターの齋藤史朗氏より講義をいただき、続いて「男女共同参画社会基本法及び男女共同参画の推進に関する条例の概要」について福島県民環境室より説明をいただきました。午後からは、当センターでのボランティア活動内容についてより具体的な説明と施設見学を行いました。

この講座を修了後、それぞれ環境美化・見学案内・図書情報・情報紙作成・保育・イベントの各分野に分かれて、先輩ボランティアの方々と一緒に活動を始めます。皆様のご活躍を期待しています！



第2回地域リーダー養成講座

基礎コース

男女共同参画社会の推進を目指し、県内の各分野で積極的に活動したいと考えている方、初めて男女共同参画行政の担当者となった方、企業の教育担当者の方にお勧めです。男女を問わずご参加下さい。

開催日 / 7月4日(木)、7月5日(金)
7月25日(木)、7月26日(金)

場所 / 福島県男女共生センター
定員 / 50名程度(先着順)

受講料 / 無料

(宿泊希望者は別途宿泊料が必要)

内容

「男女共同参画の現状と課題」、「メディアを知ることがなぜ大切なのか」、「企画表現力を養う」、「イベント企画のポイント」、「地域振興への道」、「男女共生時代の政治参画とは」、「実効性のある男女共同参画プランづくり」とは、「リーダーの条件」他

講師陣

二瓶由美子 氏(桜の聖母短期大学講師)
雨森 勇 氏(福島大学行政社会学部教授)
近江 美保 氏(㈱クレア代表取締役)
下平尾 勲 氏(福島大学経済学部教授)
後藤 宣代 氏(放送大学福島学習センター講師)
下村 満子館長 他

公開講座「リーダーの条件」

地域リーダー養成講座の一部を公開します。今、リーダーに求められる条件とは? 当センターの下村満子館長が県民の皆さまと熱く語り合います。

日程 / 第1回 6月23日(日) 13時10分～15時10分

第2回 7月26日(金) 13時10分～15時10分

会場 / 福島県男女共生センター

参加費 / 無料

平成14年度 女性就業援助技術講習会

パソコン初級

ワープロ(初めての方向き)または、表計算(文書入力ができる方向き)ソフトを使用し、各技能検定3級合格を目指します。

医療事務

診療報酬明細書(レセプト)作成事務の習得を目指します。

簿記3級

簿記2級
簿記3級
簿記2級を基礎から学び、検定試験 簿記3級(日本商工会議所主催)を目指します。

簿記2級
簿記3級
簿記2級を基礎から学び、検定試験 簿記2級(日本商工会議所主催)を目指します。

申込方法は、広報等で別途お知らせいたします。

| 講座名 | 講習期間(予定) | 開催場所 | 定員 | 募集締切 |
|-----------|-------------------|---------------|-----|------------------------|
| パソコン初級講習会 | 7/24(水)～9/5(木) | 福島県いわき合同庁舎分庁舎 | 20人 | 申込方法は、広報等で別途お知らせいたします。 |
| | 11/19(火)～12/18(水) | 白河地域職業訓練センター | 20人 | |
| | 1/8(水)～2/7(金) | 郡山地域職業訓練センター | 20人 | |
| | 1/16(木)～2/25(火) | サンライフ原町 | 20人 | |
| | 2/12(水)～3/20(木) | 福島県男女共生センター | 20人 | |
| 医療事務講習会 | 8/30(金)～10/29(火) | 福島県男女共生センター | 20人 | |
| 簿記3級講習会 | 9/10(火)～11/14(木) | 福島県男女共生センター | 24人 | |
| | 9/18(水)～11/15(金) | 郡山地域職業訓練センター | 24人 | |
| | 9/18(水)～11/12(火) | 福島県いわき合同庁舎分庁舎 | 24人 | |
| 簿記2級講習会 | 11/21(木)～2/20(木) | 郡山地域職業訓練センター | 24人 | |
| | 11/27(水)～2/14(金) | 福島県いわき合同庁舎分庁舎 | 24人 | |

センターからのお知らせ

女と男の未来館 ～相談室のご案内～

女性就業援助相談

再就職のために技術を身につけたい、外で働きたい.....、内職を探している等の就業に関する各種相談を受け付けております。相談窓口は次のとおりです。

| 相談の場所 | 電話番号 | 担当地区 | 相談時間 |
|-------------------------------|---------------|------------------------------------|---|
| 福島県男女共生センター | ☎0243-23-8307 | 福島市、二本松市、伊達郡、安達郡、原町市、相馬市、相馬郡及び県内全域 | ・火曜日、木曜日～日曜日 9時～12時、13時～16時 ・水曜日 13時～17時、18時～20時 |
| 郡山相談コーナー (ふるさと福島情報センター内) | ☎024-931-1145 | 郡山市、須賀川市、田村郡、岩瀬郡、石川郡、白河市、西白河郡、東白川郡 | ・火曜日～木曜日 9時～12時、13時～16時 |
| 会津相談コーナー (会津地方振興局商工農民部内) | ☎0242-29-5588 | 会津若松市、喜多方市、北会津郡、河沼郡、大沼郡、耶麻郡、南会津郡 | ・火曜日～木曜日 9時～12時、13時～16時 |
| いわき相談コーナー (いわき地方振興局商工農民部内) | ☎0246-22-6400 | いわき市、双葉郡 | |

男女共生センター相談室では、男女が日常生活の中で直面するさまざまな悩みや問題を解決するためのお手伝いをしています。

一般相談の受付時間
火曜日～日曜日(水曜日を除く)
午前9時～午前12時、午後1時～午後4時
水曜日のみ午後1時～午後5時、午後6時～午後8時です。
センターの休館日は相談室も休みです。

専門相談(事前予約制です)

- ・法律相談
離婚による財産分与、慰謝料、親権、相続、金銭等の法律問題について、弁護士がお答えします。
相談日時.....毎月第1、第4水曜日
午後1時30分～午後3時30分まで
- ・健康相談
不安やイライラ、鬱、不眠、摂食障害などの心の相談や、更年期障害、婦人科系の症状、不妊、性に関することなど体の相談について、専門医がお答えします。
相談日時.....
(こころの相談)毎月第2水曜日
午後1時30分～午後3時30分
(からだの相談)毎月第3水曜日
午後1時30分～午後3時30分

専門相談を希望される方は、事前に相談日を予約してください。
連絡先は、福島県男女共生センター 相談室 0243 23 8320まで

「未来館」であいましょう!

男女共生センターの研修室等は、どなたでもお使いいただけます。研修会や会議などお気軽にご利用ください。

1階
研修ホール
400人収容可能なので、団体・グループの発表や交歓の場として多目的に利用することができます。
ビデオプロジェクター、スライドプロジェクター、ピアノが設置されており、講演会、音楽会などに最適です。



2階
多目的研修室
壁面鏡があり、軽い運動など様々な用途に対応できます。



3階
特別会議室
明るい開放感のある部屋に、ゆったりとした机と椅子を備えています。少人数の会議にご利用いただけます。



4階
研修室
5つの研修室があり、人数や規模に合わせて会議や研修などに利用できます。第2・第3研修室および第5研修室(5階)には、ビデオプロジェクターを備えています。



4階
宿泊室
洋室19室(車椅子対応1室)、和室3室があり最大50名の方が宿泊できます(5階の宿泊室を含む)。洋室は2人、和室は4人まで宿泊できます。



5階
調理室
いろいろな調理実習に対応できるよう、豊富な調理器具が備えてあります。



5階
工作室
工芸などの創作活動のための施設です。ろくろも備えており、陶芸にもご利用いただけます。



5階
研修用和室
茶道や華道などの研修や交流のための施設です。



宿泊室

| 室名 | 1人で利用の場合 | 2人で利用の場合 |
|--------|----------|----------|
| ツインルーム | 4,200円 | 3,800円 |
| 和室 | 4,200円 | 3,800円 |

研修室の料金は1使用単位の金額です。
1使用単位は 午前(9:00~13:00)、午後(13:00~17:00)、夜間(17:00~21:00)の各々です。

お問い合わせ
予約など詳しくは、 TEL:0243-23-8301
FAX:0243-23-8312
(福島県男女共生センター総務課)までお問い合わせください。

研修室等

| 研修室名 | 定員(人) | 男女共同参画を推進する活動 | その他 |
|--------------|-------|---------------|---------|
| 研修ホール(1F+2F) | 400 | 7,000円 | 14,000円 |
| 多目的研修室 | 20 | 1,000円 | 2,000円 |
| 特別会議室 | 20 | 1,000円 | 2,000円 |
| 第1研修室 | 25 | 500円 | 1,000円 |
| 第2研修室 | 全面使用 | 110 | 2,000円 |
| | ホールA | 60 | 1,000円 |
| | ホールB | 50 | 1,000円 |
| 第3研修室 | 全面使用 | 50 | 1,000円 |
| | ホールA | 25 | 500円 |
| | ホールB | 25 | 500円 |
| 第4研修室 | 25 | 500円 | 1,000円 |
| 第5研修室 | 32 | 500円 | 1,000円 |
| 調理室 | 16 | 1,000円 | 2,000円 |
| 工作室 | 20 | 500円 | 1,000円 |
| 研修用和室 | 10 | 500円 | 1,000円 |

使用料金表



福島県男女共生センター 図書室からのお知らせ

図書室に新しい図書・資料が入りました！



13年度に購入した図書を整理し、新しい図書・資料を皆さんにご利用いただけるようになりまし。資料数は、オープン当初の約1万件から倍の約2万件へと増加し、ジェンダー学・女性学・男性学・女性史など、当センターが収集している専門的な資料もさらに充実しましたので、ぜひご利用ください。

利用者の皆さんが入ることができない書庫の中にも、貸出し(複製版の女性史関係など)の一部資料は閲覧のみ)で利用できる図書・資料があります。書庫にある資料の利用を希望する方は、図書室内に設置している情報端末機から図書検索するか、またはカウンター職員にお問い合わせください。

おすすめ図書紹介

| 書名 | 著者名 | 出版社 |
|------------------------------|-----------------------------------|--------|
| お笑いジェンダー論 | 瀬地山 角 | 勁草書房 |
| 女性学・男性学 ジェンダー論入門 | 伊藤公雄・ 樹村みのり 國信潤子 | 有斐閣アルマ |
| ラディカルに語れば… | 上野千鶴子 | 平凡社 |
| ポルノグラフィと性差別 | キャサリン・ マッキノン 中里見博 森田成也 訳 | 青木書店 |
| ドメスティックバイオレンス 殴られにはいかない男女 | 豊田 正義 | 光文社 |

「男女共同参画」をテーマにした勉強会で当センター図書室のビデオを利用しませんか?

「ビデオの団体貸出しについて」



当センター図書室では、男女共同参画社会の実現に向けた活動をしている団体の皆さんに、研修や学習会でお使いいただくことを目的として、ビデオの団体向け貸出しをしています。

男女共同参画に関するビデオ、職場内のセクシュアル・ハラスメントに関するビデオ、ドメスティックバイオレンスに

関するビデオなどを貸出いたします。

申込み方法は、団体貸出申込書(当センター図書室にご連絡いただければお送りいたします)に必要事項を記入し、当センター図書室までお送りください。

また、当センターの研修室等でビデオの上映会をすることもできます(ただし、研修室等には使用料がかかります)。当センター研修室で上映会をすることを希望する方も、当センターにお気軽にご連絡ください。

情報端末機による インターネット利用について

当センター図書室は、4台の情報端末機(タッチパネル式2台、キーボード式2台)を設置しており、男女共同参画関連の情報をインターネットで閲覧することが出来ます。申込書に必要事項を記入し、図書室カウンターまで提出してください。無料で最大1時間まで閲覧することが出来ます。



図書室の利用時間

- ・通常の日
午前9時～午後8時
- ・センター休館日の前日
午前9時～午後5時

休館日

- ・毎週月曜日、12月29日～1月3日
- ・月曜日が祝日の場合は開館します。
- ・その場合、翌日の火曜日が休館日となります。

貸出冊数・貸出期間

- ・図書・貸出冊数 5冊
- ・貸出期間 15日以内
- ・ビデオ:貸出本数 3本
- ・貸出期間 8日以内

問い合わせ先

- ・資料の貸出しやレファレンスに関することは、

福島県男女共生センター図書室
☎0243(23)8308
☎0243(23)8314
FAX 0243(23)8314

・研修室等の使用に関することについては、

福島県男女共生センター総務課
☎0243(23)8301
☎0243(23)8312
FAX 0243(23)8312
までお問い合わせください。

センターのホームページを活用しよう

当センターでは、ホームページによりセンターのさまざまな情報を提供しています。センターのイベントや各種講座の募集、センター図書室の図書検索、いろんな相談窓口の検索など、便利な情報もたくさん提供しています。

さらに、県内の皆様からの下記情報についてもセンターホームページに掲載しますので、ぜひご利用下さい。

| 掲載する情報 | 内 容 |
|-----------|---|
| 講座・イベント情報 | 福島県内で開催される男女共同参画社会の形成を目的とした講座・イベント等の情報 |
| 団体情報 | 福島県内で男女共同参画社会の形成のための活動を行っている団体・グループに関する情報 |
| お知らせコーナー | 県内で男女共同参画関連の活動を行っている団体からのお知らせ情報 |

詳しくは、
男女共生センター調査研究室
TEL 0243-23-8303
までお問い合わせ下さい。



<http://www.f-miraikan.or.jp>
へアクセス

センターの情報コーナーでもインターネットをご利用いただけます。



所在地 / 二本松市郭内一丁目196-1

J R 東北本線 二本松駅より徒歩 12 分
東北自動車道 二本松 I.C より車で 5 分

風情豊かな城下町から世界へ情報発信

東の阿武隈高地、西の奥羽山脈により中通り、会津、浜通り地方に三分されている福島県は、火山や湖沼・高原・海岸など豊かな自然に恵まれています。ここには、「智恵子抄」にうたわれた「あの光る阿武隈川」や「ほんとの空」があり、人・モノ・文化・情報の活発な交流が行われています。

「女と男の未来館」のある二本松市は、中通りに位置し、提灯祭りや菊人形が催される風情豊かな城下町です。



（本誌についてのご意見・ご感想をお待ちしています。）



表紙の作品
バランス 9pcs. (近藤 康広)

未来館NEWS NO.6 2002年6月

編集・発行 財福島県青少年育成・男女共生推進機構
福島県男女共生センター～女と男の未来館～
〒964-0904 福島県二本松市郭内一丁目196-1
☎0243-23-8301代 ☎0243-23-8312

ホームページアドレス：http://www.f-miraikan.or.jp
メールアドレス：mirai@f-miraikan.or.jp



・着任して2ヶ月。今まで意識することがなかった「男女共同参画」について少し意識するようになった今日この頃。多少は成長したのでしょつか。(TA)

・少し前に、女性としてではなく男性として第2の人生を歩むと宣言した競艇の安藤大将選手が話題になりました。その安藤大将選手が男性として初勝利を挙げたときのまわりの選手の祝福している光景はとても感動的でした。

性別という枠組みにこだわるばかりに、自分の進みたい道を進めないことって、人生を送る上ではかなりもったいないことだと思えます。

それにしても、実力の世界では性別は関係ないことなのに、ことさらに性別にこだわってしまうのはどうしてなのだろうかと考えてしまいます。(OT)